『浸水被害対策検討会議（案）』

平成 23 年度から平成 25 年度の浸水被害を受けて局地的な浸水対策を実施してきた『集中豪雨被害軽減対策検討 PT』（以下、PT）における優先地区等局の横断的な対策が完成したことから PT は収束させ、今後、下水道部が主体となる 1 回浸水地区の浸水対策等を引き続き実施する『浸水被害対策検討会議（案）』を新たに発足させる。

| 現体制 | 新たな体制（案） |
|---|---|
| 【実施体制・方針】<br>平成 23 年度から平成 25 年度に発生した家屋の浸水被害やアンダーパス等の道路冠水被害を、局災害対策会議の下部組織に位置付けた『集中豪雨被害軽減対策検討 PT』おいて、下水道担当、道路担当等局全体が連携して「局地的な浸水対策」を実施してきたが、優先地区等局の横断的な対策が完成したことから PT は収束させる。<br><br>【組織体制】<br>リーダー：工務課長<br>メンバー：施設管理課長・設備課長<br>道路部調整課長・道路部維持担当課長<br>下水道部調整課長・管渠担当課長<br>方面事務所管理課長<br>工営所長（幹事工営所）<br>※必要に応じて関係課長<br>事務局：工務課 | 【実施体制・方針】<br>平成 23 年度から平成 25 年度に発生した 1 回浸水地区の浸水対策や下水道事業として取り組むべき浸水対策は、新たな『浸水被害対策検討会議（案）』において実施していく。なお、下水道担当、道路担当、公園担当の局全体で連携して浸水対策を講ずる必要がある場合は、別途『建設局浸水対策検討会議（案）』を立ち上げる。<br><br>【組織体制】<br>リーダー：施設管理課長<br>メンバー：調整課長・事業計画担当課長<br>管渠担当課長<br>設備課長<br>方面事務所管理課長<br>CWO 市岡事務所施設課長・設備課長<br>※必要に応じて関係課長<br>事務局：施設管理課 |